

第2回 トラック輸送における取引環境・ 労働時間改善石川県地方協議会

（平成28年2月10日（水）10時00分～
於） 石川県トラック会館2階 第1・第2研修室

【議 事 次 第】

I. 開会

II. 議題

1. トラック運送事業者の労働時間改善における取組事例紹介
(上田運輸株式会社)
2. 全国各地方協議会における事例報告及び問題点
3. パイロット事業の実施について
 - ・トラック運転者労働条件改善事業について（石川労働局）
 - ・運輸局等が実施するパイロット事業の実施について（石川運輸支局）
4. その他

III. 閉会

【配 付 資 料】

議事次第、委員名簿、出席委員名簿、配席図

資料1 上田運輸株式会社 取り組み事例

資料2 全国各地方協議会からの事例・意見報告

資料3 トラックドライバーの長時間労働の改善に向けた取組事例

資料4 トラック輸送における取引環境・労働時間改善協議会におけるパイロット事業の実施について（通達等）

第2回トラック輸送における取引環境・労働時間改善石川県地方協議会

出席者名簿

(敬称略)

近藤修司	北陸先端科学技術大学院大学客員教授
宮本外紀	石川県商工会議所連合会専務理事
橋本政人	一般社団法人石川県経営者協会専務理事(欠席)
中村明	石川県中小企業団体中央会専務理事
中出豊彦	石川県農業協同組合中央会総務教育部長(欠席)
酒井健	カナカン株式会社常務取締役
竹鼻達夫	津田駒工業株式会社専務取締役
杉浦直人	石川県交通運輸産業労働組合協議会副議長
谷本義治	一般社団法人石川県トラック協会長
田内満喜夫	株式会社田内運輸取締役会長
山田秀一	北陸貨物運輸株式会社代表取締役
中野廣志	日本通運株式会社金沢支店支店長
中島理章	厚生労働省石川労働局長
斉藤克明	国土交通省北陸信越運輸局自動車交通部長(代理)

トラック輸送における取引環境・労働時間改善石川県地方協議会

平成28年2月10日(水)

石川県トラック会館2階 第1・第2研修室

10:00~

スクリーン

演台

事務局局長
 天田 敏勝
 (一)石川県
 トラック協会
 首席専門官
 猿谷 克幸
 石川運輸支局
 貨物課専門官
 笠井哲郎
 北陸信越運輸局
 専門官
 村井 宏充
 石川運輸支局
 監督課長
 池田 成夫
 石川労働局
 西出 陽一
 上田 真
 上田運輸(株)

講師席

事務局

敬称略

石川労働局
労働基準部長 北代 昌巳

石川県交通運輸産業労働組合協議会
副議長 杉浦 直人

津田駒工業株式会社
専務取締役 竹鼻 達夫

カナカン株式会社
常務取締役 酒井 健

石川県中小企業団体中央会
専務理事 中村 明

石川県商工会議所連合会
専務理事 宮本 外紀

北陸信越運輸局石川運輸支局
支局長 林 伸治

(一)石川県トラック協会
専務理事 北村 誠

日本通運株式会社金沢支店
支店長 中野 廣志

北陸貨物運輸株式会社
代表取締役 山田 秀一

株式会社田内運輸
取締役会長 田内 満喜夫

(一)石川県トラック協会
会長 谷本 義治

プレス席

プレス席

石川労働局
局長
中島 理章

北陸先端科学技術大学
院大学客員教授
近藤 修司

北陸信越運輸局
自動車交通部長
斉藤 克明

基政発0113第1号
基監発0113第1号
国自貨第121号
平成28年1月13日

都道府県労働局労働基準部監督課長 殿
各運輸局自動車交通部長等 殿

厚生労働省労働基準局労働条件政策課長
厚生労働省労働基準局監督課長
国土交通省自動車局貨物課長

トラック輸送における取引環境・労働時間改善協議会におけるパイロット事業の実施について

トラック輸送における取引環境・労働時間改善協議会（以下「協議会」という。）において平成28年度より実施するパイロット事業について、その具体的事項は下記のとおりであるので、了知のうえ、必要な検討・対応を進めること。

記

1 パイロット事業の目的・概要について

パイロット事業は、トラック輸送状況の実態調査結果や各地方協議会の議論等において把握した、各都道府県における具体的なトラック運転者の長時間労働等の問題点・課題を改善するために、発荷主・着荷主及び運送事業者を構成員とする集団（以下「対象集団」という。）が実施する実証実験であり、好事例を集めガイドラインを作成し、その普及・定着を図る取組の一環として、平成28年度及び平成29年度の2年間で実施するものである。

2 実施方法等について

対象集団は、各年度、各都道府県1～2集団程度とし、下記（1）ア及びイにより決定する。

なお、下記3「パイロット事業規模について」に留意すること。

（1）対象集団の選定

ア 対象集団の候補選定

対象集団は、現在又は過去においてトラック運転者の長時間労働等の実態を有する運送事業者であつて、

- ・ 荷主と長時間労働改善に向けた問題意識を共有し、改善の意欲があるもの

- ・ 改善方法で悩んでいるもの、更なる改善を求めるもの 等

を含むものとし、トラック輸送状況の実態調査結果や各地方協議会での議論等を踏まえ、各地方協議会でパイロット事業を実施するにあたって適当な発荷主・着荷主・運送事業者で構成される対象集団の候補を選定することとする。

その際、十分な数の候補が得られない場合には、協議会委員の了解を得たうえで、輸送品目、事業規模等候補選定の方向性を地方協議会で決定し、具体的な候補の選定は事務局で行うことでも差し支えない。

イ パイロット事業への参画依頼

各都道府県労働局は、地方協議会事務局内で十分な連携を行いつつ、上記アにより選定された対象集団の候補に対して、候補選定後速やかにパイロット事業への参画依頼を行うこと。

なお、対象集団の候補に対するパイロット事業の説明に当たっては、下記(2)「パイロット事業の実施方法」について留意するとともに、その取組内容を協議会において共有し、公とすることを予定していることについて対象集団の了解を得ること(事業者名については匿名でも差し支えない)。

(2) パイロット事業の実施方法

ア 進め方について

上記(1)の手順により選定された対象集団に対し、平成28年度及び平成29年度にパイロット事業を実施する。

年度ごとの進め方としては、次のようなものが想定される。

- ・ 異なる2集団を対象とし、(i)平成28年度1件、平成29年度1件又は(ii)平成28年度から平成29年度にかけて平行して2件を実施
- ・ 平成28年度に1件実施し、同じ集団を対象に平成29年度に別の角度からアプローチ(深掘り又は別の成果を期待)

イ 実施方法について

対象集団に対するパイロット事業の実施方法については、①厚生労働省が予算要求中のトラック運転者労働条件改善事業を活用するもの、及び、②国土交通省が要求中の予算等を活用して調査請負業者を利用するものを想定している。

① トラック運転者労働条件改善事業について

厚生労働省で業務委託契約した業者が、対象集団に対し、トラック運転者の長時間労働抑制等のためのコンサルティングを行うものである。具体的には、対象集団と受託業者で会議体を作り、当該会議体による問題点の把握・改善方法の提案等と、受託業者による各事業場への個別訪問による改善方法の実施状況確認等を交互に進めるものを予定している（別添1参照）。

なお、本事業は受託業者が主体的に進めていくことになるが、取組状況等について受託業者より情報提供を受け、地方協議会で議論等を行うに際し、事業者ヒアリング等の他の情報と合わせて活用すること。なお、受託業者への連絡については、関係都道府県労働局から行うこと。

② 調査請負業者の利用等によるパイロット事業について

対象集団において発着荷主と運送事業者の各々の状況を相互に理解するため、話し合いを通して課題の選定及び取組の具体化を行うものであり、各運輸局等が調達する調査請負業者を入れて実施することを想定している。

地方協議会事務局は上記①（別添1参照）を参考にしつつ、パイロット事業の実施方法について検討を進めること。

なお、話し合い等を円滑に進めるうえで、適切と思われる第三者がいた場合、当該者及びパイロット事業の関係者に了解を得たうえで当該第三者を話し合いに加えることも差し支えない。

ウ 対象集団に対する支援体制

地方協議会事務局は、対象集団に対して、厚生労働省所管の職場意識改善助成金等の支援策を紹介する等、トラック運転者の長時間労働抑制等に向けて各事業者の積極的な取組が行われるよう必要な助言等を行うこと。

エ 実施方法の決定・伝達

各都道府県の対象集団に対するパイロット事業の実施方法が上記イ①又は②のいずれによるかは、下記4による対象集団の選定の報告後、中央協議会事務局でイ①で実施するものを選定し、それ以外をイ②で実施するため、中央協議会事務局で決定のうえ各都道府県地方協議会事務局に伝達する。

3 パイロット事業規模について

パイロット事業については、国会において平成28年度予算が成立した場合、

上記のとおり実施することとしており、事業規模については、現時点において、以下のとおり各都道府県に原則1集団分の経費を計上している。なお、本通知に加えて地方協議会独自にパイロット事業を実施することを妨げるものではない。

- ・ 上記2（2）イ①によるもの 20 集団
- ・ 上記2（2）イ②によるもの 27 集団以上

4 報告について

都道府県労働局及び各運輸局は、上記2（1）により対象集団の選定を行った場合、速やかに別添2により厚生労働省労働基準局監督課及び国土交通省自動車局貨物課に報告すること。

パイロット事業対象集団報告様式

別添2

(○○地方協議会)

区分	名称	所在地	主な荷の種類 (実運送業者以外については業種を記載すること)	電話番号	担当者職氏名
発荷主					
運送事業者					
着荷主					
選定理由等					

※1 「名称」、「所在地」、「主な荷の種類」欄について決まり次第速やかに報告すること。それ以外の項目については追って報告することで差し支えない。

※2 「運送事業者」については、下記記入例を参考に元請、下請(1次、2次等)ごとに記載すること。

※3 「主な荷の種類」については、具体的名称でなくとも積み荷としての特性がわかる様に記載すること。

(記入例)

区分	名称	所在地	主な荷の種類 (実運送業者以外については業種を記載すること)	電話番号	担当者職氏名
発荷主	(株)○○	○○	精密機械部品製造業	××-××-××	総務部長○○
元請運送業者	(有)△△ Aセンター	△△	倉庫業(ただし一部自社配送あり)	××-××-△△	業務課長△△
下請運送業者	B貨物	□□	精密部品	××-××-□□	次長□□
着荷主	▽▽(株) C工場	▽▽	○○製品製造業	××-××-▽▽	工場長▽▽
選定理由等	(例1)実態調査結果を踏まえ、地方協議会で検討した結果、本県の主要産業である○○の輸送に係る集団を対象とすることが適当であると決定したため。 (例2)○○方面への輸送において際だって拘束時間が長い実態が見られるため、当該輸送形態を持つ集団を対象とした。				

トラック輸送における取引環境・ 労働時間改善協議会における パイロット事業の実施

石川運輸支局
平成28年2月

パイロット事業の目的及び概要について

目的

各都道府県におけるトラック運転者の長時間労働等の問題点課題を改善するために、発荷主・着荷主及び運送事業者を構成員とする集団が実施する実証実験を、平成28・29年度の2年間で実施し、好事例を集めガイドラインを作成することにより、その普及・定着を図ることとしている。

対象集団の選定

現在又は過去においてトラック運転者の長時間労働の実態を有する運送事業者を対象とする。

- ・トラック輸送状況の実態調査結果や地方協議会での議論を踏まえたもの
- ・荷主と改善に向けて問題意識を共有し、改善の意欲があるもの
- ・改善方法で悩み、更なる改善を求むもの

パイロット事業の実施方法

○その取り組み内容を協議会において共有し公とすることを対象集団に了解を得ること(事業者名については匿名も可)

○28年度、29年度に異なる2集団を実施する

- ① 各年度に1事業を実施
- ② 28・29年度に並行して2事業を実施
- ③ 28年度に1事業を実施、29年度に同事業を別の角度で深堀

トラック運転者労働条件改善事業の活用

厚生労働省

厚生労働省で業務委託契約した業者(コンサル調査会社)が、対象となった集団に対し長時間労働抑制のためのコンサルティングを実施するもの。

- ・対象集団と受託業者で会議体を設置
- ・当該会議対による問題点の把握・改善方法を提案
- ・受託業者による各事業所への個別訪問による改善方法の実施状況の確認

※本事業は受託事業者が主体的に実施

※受託事業者への連絡は各都道府県労働局が行う

○ 全国20集団

調査請負業者の利用によるパイロット事業

国土交通省

全日本トラック協会

対象集団において発着荷主と運送事業者それぞれの状況を相互に理解するため、話し合いを通じて課題の選定及び取り組みの具体化を実施するもの。

- ・各運輸局等が調達するコンサル調査会社により事業を実施
- ・先行する厚生労働省の上記事業を参考に実施方法を検討し進める

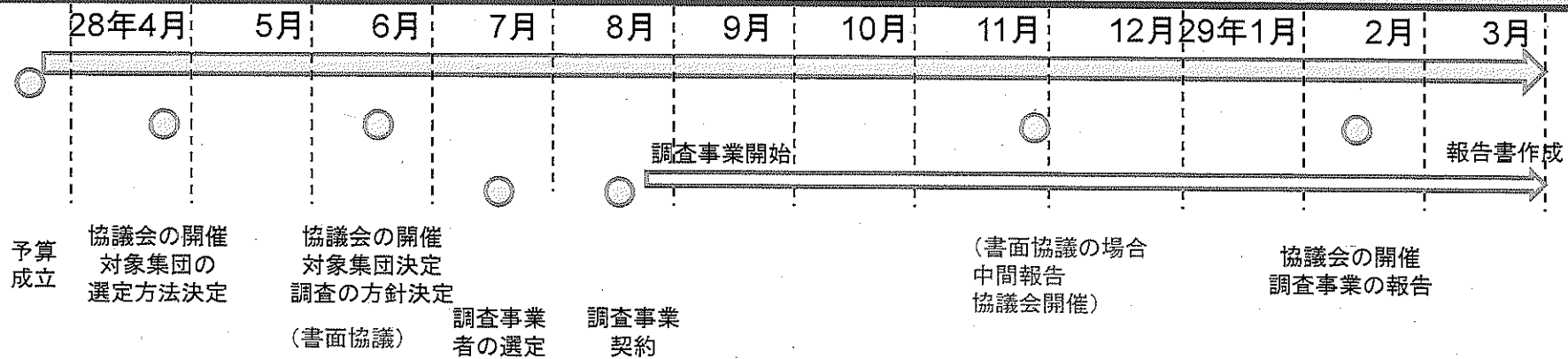
※事業を円滑に実施する上で、必要な第三者の参加を当該パイロット事業関係者の了解により参加させることができる。

※地方協議会事務局から対象集団に対し積極的な取り組みが行えるよう助言を行う。

○全国27集団以上

上記の事業メニューにより実施することとし、各都道府県1集団分の経費を予算化している。
なお、地方協議会独自のパイロット事業の実施を妨げるものではない。

パイロット事業実施にかかる協議会の開催年間スケジュール予定



対象集団の選定について

- アンケート実態調査から希望者を確認する
- 協議会メンバーからの推薦を受ける
- 一定要件を作成し公募により募集

(27年度中に事務局一任で実施は可能か)

調査委託事業者の選定について

- 運輸局管区単位により調査事業者を選定
- 石川県地方協議会として独自の調査事業者と契約

※公的な予算の使用となるため、一般競争入札及び企画競争といった契約までの選定手続きが必要である

※石川県内のコンサル事業者においては物流(特に構内における荷物の積み卸し)に詳しくはなく、これまで実績がないと思われる。全日本トラック協会を通じた紹介も必要と考えられる。